

取扱説明書

《特記事項》

- (1) 乙は、乙に起因する事情により本契約の開始日から6か月を経過することなく、本契約を途中解約しようとする場合には、解約違約金として契約時に預託した敷金が返金されないことを予め承諾する。
- (2) 乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、解約規定にかかわらず、保管場所使用承諾証明書の発行日の属する月の翌月から起算して6か月以内を解約日とする解約申し出はできない。
- (3) 区画11番と21番は1年間の内、4月～11月までの期間内のみ利用が可能な区画であり、11月末にて解約となる。
- (4) 通年利用可能な区画 1～20 番について、12月～3月中の利用中、月々除雪費として 3,300 円(税込)が発生する契約となる。
- (5) 区画 12 番は軽自動車専用区画とする。
- (6) 営業車用の駐車場として不特定多数の車両を駐車される契約の場合には以下ご対応ください。
フロントガラスから見えるよう、駐車車両内に【契約名】、【契約名義の代表電話番号】を記載した用紙を作成し、必ず掲示してください。 ※ 上記がございませんと不正駐車車両としてご報告されてしまうケースがございます。

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

以上



至 福住桑園通り

前面道路

至 石山通り

使用禁止	通路	NO・1
NO・12 軽専用		NO・2
NO・13		NO・3
NO・14		NO・4
NO・15		NO・5
NO・16		NO・6
NO・17		NO・7
NO・18		NO・8
NO・19		NO・9
NO・20		NO・10
NO・21 夏季限定	雪堆積場	夏季限定 NO・11
NO・22 休止中		休止中 NO・23